

基本給の仕組み

教職員の給与

● 給料

給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であり、給料の月額は、給料表により定められています。

給料表	適用範囲	根拠規定
教育職給料表(1)	教育職員（高等学校、特別支援学校及び中等教育学校）	北海道学校職員の給与に関する条例第5条
教育職給料表(2)	教育職員（中等教育学校（給料表の適用範囲に関する規則第4条で定める者に限る。））	北海道学校職員の給与に関する条例第5条
教育職給料表	教育職員（中学校、義務教育学校及び小学校）	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条

● 昇給

昇給は、勤務成績に応じて行われ、昇給日は、毎年1月1日です。

● 教職調整額

校長、副校長及び教頭を除く教育職員に対し、給料月額の4%が支給されます。

教職員の給与

● 給料の調整額

次の職においては、給料の調整額が支給され、職及び職務の級に応じた額（8,100円～13,100円の範囲）が支給されます。

- ・ 特別支援学校の教育職員及び看護師 ・ 小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級等を担当する教育職員
- ・ 高等学校及び中等教育学校において、通級指導に直接従事することを本務とする教育職員 ・ 児童自立支援施設において、教育に直接従事することを本務とする職員